

定期監査の結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公報登載により公表しました。

記

1. 公表年月日 平成20年4月24日(木)

2. 公表の対象 結果に基づく措置 総務部総務課をはじめ10機関
 意見に基づく措置 知事直轄組織広報課をはじめ14機関

3. 今回措置通知がされた監査結果および意見の概要
 結果
 ・収入未済の解消を求めるもの(10機関11件)
 ・交通事故の防止等を求めるもの(1機関2件)
 意見
 ・県政の情報発信について
 ・公用車の効率的な管理・運用について
 ・税収確保対策について
 ・下水道施設の整備について
 ・水草刈取事業について
 ・介護サービスの質の向上に向けた人材の確保・育成について
 ・障害者の就労支援ネットワークについて
 ・商工会議所・商工会に対する補助金について
 ・(農業の)担い手の確保・育成について
 ・琵琶湖環状線の利用促進について
 ・学校給食を通じた食育の推進について

4. 措置の内容 措置の内容は別紙のとおり。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成20年4月24日

滋賀県監査委員	青木愛子
"	中沢啓子
"	柊勝次
"	宮村統雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	総務部総務課
監査執行年月日	平成19年8月6日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	<p>専修学校等修学奨励資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ690,705円増加し、3,319,888円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収入未済額については、文書や個別訪問により債務者に対する督促を行うとともに、貸付金に係る事務を行っている関係市町教育委員会に対して債務者の実情把握や償還指導を要請した結果、一部納付が図れた。</p> <p>また、新たな収入未済の発生防止については、納入義務者に対する返還義務の周知徹底、債務者の実情に応じた納付方法への変更、納入遅延者に対する文書等による督促を繰り返し行うとともに、きめ細かな償還指導を同教育委員会に要請した。</p>

監査執行対象機関名	健康福祉部健康推進課
監査執行年月日	平成19年8月9日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	<p>未熟児養育医療自己負担金については、収納に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ342,771円増加し、1,062,950円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>未納者に対して督促状の送付や電話等による督促を再行った結果、平成20年2月末までに132,014円の収納を図ることができた。</p> <p>残る930,936円については、引き続き書面、電話、戸別訪問等による督促を行い早期収納に努めるとともに、今後とも申請窓口である市町や保健所との連携を図り、申請時に自己負担金にかかる制度の説明と納付指導を徹底して、新たな収入未済の発生防止に努める。</p>

監査執行対象機関名	健康福祉部子ども・青少年局
監査執行年月日	平成19年8月20日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	母子福祉資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ777,485円増加し、38,124,592円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収納未済の解消については、受益者負担の公平性の確保からも完納をめざし、電話・文書による督促を行うとともに、自宅訪問により生活実態の把握に努め、償還指導を行っているところである。その結果、平成19年6月から平成20年1月末までに4,885,508円を収納した。残る収入未済額（繰越分）33,239,084円についても、その回収のため、分納による計画的・定期的償還の推奨や、保証人による償還促進を図っていくとともに、初期滞納時において、母子自立支援員との連携を図りながら、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	商工観光労働部商業観光振興課
監査執行年月日	平成19年8月17日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	中小企業高度化資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ17,348,179円増加し、672,090,519円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収入未済については、今後とも、貸付先の実態を把握しながら、それぞれに応じた債権回収策を講じ、収納の促進および収入未済の早期解消に努めるものとする。 また、延滞債権の早期処理を図るため、貸付先の経営状況や今後の見通し等を踏まえ、貸付先を分類のうえ、それぞれに応じた管理を行うものとし、真に回収が不能と判断されるに至った場合には、関係機関と調整のうえ、地方自治法、滋賀県財務規則を遵守し、県議会の議決に基づく権利放棄による欠損処分を行うなど、適正な処理を進めていくものとする。 新たな不良債権化を防止するため、正常貸付先に対しても、定期的に経営状況や担保・保証人の状況を把握するとともに、関係機関とも連携のうえ、初期段階から積極的に巡回調査・助言を行い、経営状況等を踏まえ、専門家の派遣や経営診断を実施するなど、経営支援を行うものとする。 なお、平成19年度末現在の収入未済額は、669,656,101円であり、2,434,418円減少した。

監査執行対象機関名	農政水産部農政課
監査執行年月日	平成19年8月1日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	農業改良資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ4,250,941円増加し、20,628,590円となってい

るので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済額の解消については、滋賀県信用農業協同組合連合会、各農業協同組合および振興局等の農産普及課、農業技術振興センターと連携し、債務者に対して電話や面談による督促を行った。この結果、債務者5名のうち、1名は収納未済額の全額を回収することができ、また、新たに1名が定期的な分納に応じることとなった（定期的な分納により返済している者は3名となった）。これらの取り組みにより、平成20年3月21日時点で3,002,804円の収納を図ることができた。今後も関係機関と連携し、経営指導等を行いながら引き続き早期回収に努める。

次に、新たな収入未済の発生防止について、今年度延滞が発生した債務者については、その状況や原因を踏まえ、面談等により適切な助言を行うとともに、連帯保証人と連絡を密にし、早期に回収が図られるよう対応してまいりたい。

監査執行対象機関名	農政水産部水産課
監査執行年月日	平成19年8月22日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ4,774,000円増加し、19,834,951円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収入未済の解消については、収納代理機関である農林中央金庫大阪支店と連携を図りながら、債務者に対して、書面、電話、訪問による督促を実施した。その結果、債務者から2,860,000円（平成20年3月末日現在）の回収を図ることができた。 今後も、訪問などによる督促を強化し、また、状況に応じて連帯保証人に対しても督促等を行い、債務者に対する納入指導を求めるとともに、回収が困難と見込まれる場合には、連帯保証人による代位弁済を求めするなど、できる限り早期に収入未済の解消を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	病院事業庁
監査執行年月日	平成19年7月19日・20日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	(1)平成18年度病院事業会計における患者負担金収入については、収納に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ15,939,507円増加し、85,247,920円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。（成人病センター） (2)平成18年度病院事業会計における患者負担金収入については、収納に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,111,329円増加し、9,734,791円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。（精神医療センター）
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	患者負担未収金は時間が経過するほど徴収が困難となるため、督促管理システムにより債務者ごとに個表を作成し、特に早期の未収金の督促・回収に努めてきた。 入院医療費については、入院中から未納のある患者と面談を行い、高額貸付制度や分割

納付などの相談に応じるとともに、退院2ヶ月後も未納となっている場合には督促状を発行し、電話による督促を行った。外来医療費については、未収が判明した当日または翌日に電話により早期納入を促した。

また、すべての債務者に郵送による督促を行うとともに、個別の電話督促、面談、再来時の支払指導や連帯保証人への支払請求などを行った。また、回収督促強化期間（H20.1月～3月）を設け、6班体制での督促および訪問による徴収（延べ約200戸）などを行った結果、1,781千円収納することができた。

これらにより、平成19年5月末現在の収入未済額85,247,920円は、平成20年2月末現在で58,302,835円となった。（成人病センター）

債務者に対し、電話や文書、家庭訪問等により督促を実施したほか、債務者本人からの徴収が困難と判断される場合は連帯保証人へも支払請求を行った。

これらにより、平成19年5月末の収入未済額9,734,791円は、平成20年2月末現在で7,676,178円となった。（精神医療センター）

これら各センターの取組により、平成19年5月末の病院事業全体の収入未済額96,322,311円は、平成20年2月末現在で67,005,344円となった。

今後とも引き続き収納に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	教育委員会事務局学校教育課
監査執行年月日	平成19年7月27日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	高等学校奨学資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ10,811,992円増加し、28,462,900円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納の促進については、電話、書面による督促以外にも直接債務者の自宅を訪問して督促を行い、返還が困難な者にはその事情に応じて口座振替制度の活用や分割納付の指導などを行った結果、2,652,762円（平成20年2月末現在）の回収を図った。</p> <p>今後とも訪問等による督促体制をさらに強化して、できる限り早期に収入未済の解消を図るとともに、貸付時や貸付終了時において、奨学生に債務者として返還義務があることを周知して返還意識の向上を図ることとする。また、口座振替制度利用の呼びかけを返還開始前や返還督促の機会等を通じて随時行い、利用者の拡大を図ることによって新たな収入未済の発生防止に努めることとする。</p>

監査執行対象機関名	教育委員会事務局人権教育課
監査執行年月日	平成19年7月27日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	地域改善対策修学奨励資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,788,764円増加し、35,890,728円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納促進については、納入義務者への文書による督促や納入義務者と出会い直接説明するなどして、ねばり強く実施するとともに、貸付金の各種申請書類の受付や決定書類の交付等を依頼している関係市町教育委員会を訪問し、個々の債務者の実情に照らした、継続</p>

的な返還指導について引き続き依頼しながら、一層の収納促進を図った。

また、新たな収入未済の発生防止に向けては、機会あるごとに返還義務があることについて周知に努め、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会を通じ個別指導に努めた。

監査執行対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成19年8月28日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	(1)職員の不注意による交通事故が3件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて1,574,798円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(機動警察隊) (2)放置違反金において、平成19年5月末日現在、11,836,000円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。(交通指導課) (3)職員の不注意による交通事故が4件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて2,220,642円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(高速道路交通警察隊)
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	(1)機動警察隊 ア 事故防止に係る指導と教養 ・ 毎朝礼時等における、事故防止及び安全運転についての指示、教養 ・ 小隊・分隊単位での事故事例に基づく小集団検討会の開催による事故原因や防止対策の検討 ・ 交通事故ヒヤリ・ハット体験の発表による交通安全意識の高揚 ・ 運転適性検査に基づく運転特性指導 等を実施し事故防止を図った。 イ 教養資料等の発出 ・ 事故防止のための執務資料「機警短信」(13紙) ・ 警察車両の交通事故を記載した「本日の朝刊」(25紙) を作成配布し、事故抑止知識の付与や事故防止のための注意喚起を図った。 ウ 運転技術訓練等の実施 ・ 車両の確実な日常点検の実施と警ら出発前における慣熟走行訓練 ・ 運転技能向上のための個別的特別訓練 ・ 路面湿潤・積雪時における走行を想定した訓練 等個別的な車両運転技能訓練を実施して事故抑止を図った。 これらの施策により、隊員に対してより一層、交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止の徹底及び車両の適正管理を期すよう努めます。 (2)交通指導課 放置違反金の収納未済につきましては、 ・ プロジェクトチーム編成による集中的な徴収活動 ・ 警察官2人の増員による収納体制の強化 ・ 財産(銀行預金)の差し押さえによる収納 ・ 常習の違反者に対する、違反車両の「使用制限」 等の実施により、収入未済は平成20年2月末現在で7,870,000円となっております。 今後もこれらの未収対策を強力に推進し、法軽視に対する強い姿勢を示し、早期の収納未済の解消に努めます。 (3)高速道路交通警察隊

- ・ 毎朝礼時等における幹部職員による気象条件等に応じた具体的な指導教養及び「ハイウェイ10則」の唱和
 - ・ 新隊員に対する訓練及び冬季に向けた車両訓練
 - ・ 小隊長による「事故防止検討会」の開催
 - ・ 事故当事者を対象とした、「運転指導者との同乗による訓練」「反省教訓発表」の実施
 - ・ 「緊急自動車運転技能訓練」への積極的な参加
- 等個別的な車両運転技能訓練を実施して事故抑止を図った。

今後は、いままで以上に車両の適正な管理に努めるとともに、これらの諸対策を更に進め、交通安全意識の高揚を図り、車両の適正な管理と交通事故の絶無に努めます。

(4)警察本部としての取り組み状況

警察本部においても、交通事故防止対策の一環として、新たに職員個々の運転技能、適性、訓練状況、交通事故歴等を記録したカードを作成して、幹部がこれを把握し、運転に従事する職員に対する運転前の的確な指導・教養を実施しています。

また、警察車両運転に係る資格認定制度を全面的に見直し、検定を車種別に細分化するとともに、必要と認められる職員には定期的に運転適性検査、運転技能習熟訓練などを実施することについて定めるなど、職員の運転技術・交通安全意識をさらに向上させ、交通事故の防止に努めていくこととしております。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	<p>(1)県政の情報発信について</p> <p>県政の主要事業や施策等の情報を県内外に発信するために、広報誌の発行、新聞広告等様々な事業を実施しているところである。</p> <p>これらに加えて、新聞、雑誌、放送局などの各メディアへのパブリシティに積極的に取り組むことは、速報性、広域性、客観性、経済性の観点からも効果が大きいので、各メディアに対する情報提供の方法を工夫するなど、パブリシティを積極的に活用し、効果的、効率的な県政の情報発信になお一層努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(知事直轄組織広報課)</p> <p>平成20年度から、知事定例記者会見を原則月2回から週1回に増やし、知事自らが県政情報を語ることで記事掲載を働きかけている。</p> <p>また、イントラネットの電子掲示板を利用して職員向けに広報に関するアドバイスをすることにより、庁内の広報マインドの向上に努め、記者に提供する資料についてもその表現や内容を工夫し、わかりやすくかつアピール力あるものに高めるなどの取り組みを進めていきたい。</p> <p>また、県外への広報の取り組みとして県政情報や観光情報をお知らせするニュースレターを県外の放送局や新聞社、雑誌社などに月1回送付し、滋賀県の情報を取り上げていただけるよう今後とも努めていきたい。</p>

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	<p>(2)公用車の効率的な管理・運用について</p> <p>職員が出張に用いる公用車の管理については、各課で管理する公用車と総務課において</p>

集中的に管理し、大津、彦根、長浜、近江八幡の4か所に配置しながら有効に活用している公用車とがあり、後者の公用車の年間稼働日数は約230日を超え、高い稼働状況にある。

現在、本庁および各振興局等には約600台の公用車があるが、年間稼働日数の少ない公用車や修繕に多額の費用を要した事例が認められた。

共用の公用車が増えれば、各課管理に係る公用車の台数を減らすことや修繕費を縮減することも可能と思われることから、本庁および各振興局等における共用公用車設置箇所・台数の一層の拡大を検討されたい。

併せて、公用車の導入および管理・運用について、リースや借り上げを含め、一層効率的な取扱いが可能となるよう関係部局が連携して検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部総務課)

本庁および大津合同庁舎の各所属所管の公用車の共用公用車としての拡大については、各所属において、年間稼働日数が少ない公用車を対象に検討の結果、国庫補助対象等の制約などから集中管理車として対象となる車はなかったが、貸出し可能な車はあったことから、該当する車について、稼働率の向上が図れるように、利用手続きなどをイントラネットの電子掲示板に掲載することとした。共用公用車の設置箇所の拡大については、利用ニーズ等を勘案し、関係部局と連携しながら引き続き検討していくこととする。

また、公用車の導入および管理・運用にあたり、リース方式について購入方式と一定の条件で比較検討したが、リース方式は予算の平準化や管理事務の軽減などのメリットはあるものの、購入方式に比べ経費がかかることから効率的な取扱いとはならないものと考えている。

(総務部自治振興課)

振興局等における公用車の管理・運用状況について、過去3か年分の調査を行い、その実態把握を行った。その結果、振興局等間にパラツキがあるものの、概ね効率的な管理・運営が行われていたが、振興局等が管理する公用車の1割程度においては、稼働率が低い(稼働日数100日未満)状況が認められた。これは、振興局等は危機管理機能や県の行政サービス提供機能を有しており、緊急時等の対応のため一定台数の公用車を常時確保しておく必要があること、また、国庫補助を受けて公用車を購入している場合には、国庫補助目的以外の使用が制限されることなど、止むを得ない面もある。しかし、現下の厳しい行財政状況の中、僅かな無駄も省く必要があることから、関係機関(振興局等副局長・次長会議)でより一層の効率的な管理・運営を図るための意見交換を行い、今後、各振興局等において一定台数の共用公用車を設けるなどして、公用車を減らすこととした。

監査結果報告年月日 平成19年12月19日

監査の意見

(3) 税収確保対策について

平成18年度末の県税収入未済額が3,521,668千円(徴収猶予額を除く)の多額に上り、極めて厳しい県の財政状況の中、税収確保は喫緊の課題である。

このため、平成17年度より平成19年度までの3年間、滞納整理特別対策室を設置し、平成17年度より平成18年度の実績において、個人県民税、自動車税について、収入未済額の圧縮および収入歩合の向上に一定の成果を収めたが、三位一体改革による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、収入未済額の増加が懸念されるところであり、今後とも、税収確保、税負担の公平・公正の確保に向けた徴収体制の確立を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部税政課)

税込確保、税負担の公平・公正の確保に向けた徴収体制の確立について、これまでの滞納状況改善の成果を土台に、平成17年度から平成19年度まで3年間設置となっていた滞納整理特別対策室の体制を3年間延長し、平成20年度より市町からの派遣職員を加えて、人的にも一層充実した徴収体制を確立したところである。

また、県税収入の確保や税負担の公平・公正を確保するためには、市町における徴収強化が喫緊の課題であり、市町との共同徴収など更なる連携・支援を強化するため、県と全ての市町が協働して、地方税の収入未済額縮減に取り組む組織として、平成20年度より「滋賀地方税滞納整理機構」を設置した。

この機構では、県と市町職員の合同チームによる市町派遣事業をはじめ、全ての市町が参加できる事業の展開を予定しており、県と市町が協働して一層の徴収強化に努めることとしている。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	<p>(4)下水道施設の整備について</p> <p>本県の下水道の普及率(平成18年度末 82.2% 全国第7位)は、全国平均(70.5%)を上回っている。一方、滋賀県全体のこれまでの下水道建設総事業費は、1兆3,659億円(平成17年度末 県:5,018億円 市町:8,641億円)に達し、地方債残高は5,218億円(平成17年度末 県:576億円 市町:4,642億円)になっている。</p> <p>下水道建設事業の最盛期に比べ近年の事業費は減少傾向にあるとはいえ、ここ数年でも普及率を1%上げるのに、県・市町合わせて約180億円の建設費を要している。</p> <p>しかしながら、整備が完了した下水道への接続率は86.3%(平成18年度末)の現状であるので、供用開始した下水道の効用を一層高めるため、市町と連携し、接続率の向上に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(琵琶湖環境部下水道課)</p> <p>整備が完了した下水道への接続率(水洗化率)は、各市町による水洗化改造費用に対する補助や普及員による普及啓発などにより、県全体で平成8年度末の75.9%から平成18年度末の86.3%へ、10年間で約10%の向上が図られている。</p> <p>県においても、接続率の向上は琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質改善のほか、下水道事業の経営基盤強化にも大きく関係することから、水洗化事業への財政的支援や、各市町との経営担当者会議、研修会の開催などにより助言を行っている。</p> <p>今後もより一層接続率の向上が図られるよう関係市町と連携しつつ、必要な支援、助言を行っていききたいと考えている。</p>

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	<p>(5)水草刈取事業について</p> <p>琵琶湖の水草については、平成6年の大洪水以降、琵琶湖全域で増加が著しく、夏期において広い範囲で繁茂するという状況になっている。このような水草の繁茂は、水草の腐敗による悪臭の発生、船舶の航行障害、琵琶湖の景観の阻害といった様々な弊害をもたらしている。</p> <p>このため、毎年度琵琶湖の水草の刈取事業を実施しているが、水草繁茂対策について試験研究機関等とも連携し、一層効果的な事業の実施に取り組みたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(琵琶湖環境部自然環境保全課)</p> <p>琵琶湖特に南湖では、全体の約8割もの湖底で水草が繁茂している状況である。</p>

このため、平成19年度には、より効率的な事業の方法を検討するため、水草の除去手法のアイデア募集や国内外の事例収集を行ったが、抜本的な対策となる優れた手法は見あたらなかった。

現時点では、今行っている刈取り時期や方法が最良なものと考えているが、今後、琵琶湖博物館などの研究機関の研究者の科学的助言も得ながら、より効果的な事業となるよう取り組む。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	<p>(6)介護サービスの質の向上に向けた人材の確保・育成について</p> <p>介護現場においては、介護需要の高まりから介護従事者が着実に増加しているにもかかわらず、離職率が高く、労働移動が激しい業種となっている。</p> <p>現在、介護現場では、常態的に求人募集がされているものの、給与水準が低いことなどにより、必要な職員の確保が出来ず、慢性的な人手不足をきたしており、多様化、高度化し、増大していく介護ニーズに対応することが困難な状況となっている。</p> <p>このため、安定的に質の高い介護サービスの維持・向上を図ることが必要であり、今後とも、介護人材の確保・育成に向けた支援を推進されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(健康福祉部健康福祉政策課)</p> <p>介護サービスの質の向上に向けた人材の確保・育成のために、当課においては次の取り組みについて実施検討した。</p> <ol style="list-style-type: none">1 福祉人材育成推進協議会の開催 経営団体、職能団体、養成機関等の主体的な参加により福祉人材育成推進協議会を平成19年1月に設置し、人材確保や育成にかかる課題や対応策について、平成20年3月まで9回にわたり会議を開催し、検討した。2 福祉人材就業支援事業の実施 平成19年9月補正で、潜在的な人材の掘り起こしのための人材確保強化特別対策事業を計上し、県内3地域で職場説明会、体験就業、研修を実施するとともに、生涯研修体系の整備やイメージアップ広報を実施した。平成20年度も福祉人材センターに委託し、県内3地域で職場説明会、体験就業等の実施を予定している。3 地域福祉人材確保事業の実施 市町の主体的な人材確保事業を促進するため、市町が事業者等と連携して、人材募集、研修、啓発事業を実施する場合に対し、補助を平成20年度新たに行うこととした。4 福祉人材センターへの運営支援 福祉人材センターに対し、無料職業紹介・相談事業の委託、研修事業による人材確保・育成への支援を引き続き助成するとともに、新たに、職場環境改善等の観点から人材確保対策としての法人、事業者向け専門相談事業の実施について委託していくこととしている。 <p>(健康福祉部元気長寿福祉課)</p> <p>介護サービスの質の向上に向けた人材の確保・育成のために、当課においては次の取り組みについて実施検討した</p> <ol style="list-style-type: none">1 介護報酬に関する提言 国で行われる介護報酬の改定にあたっては、介護職員等の適切な給与水準の確保が図られ、また介護職員等の人件費などに関する基本的な考え方を示されるよう、平成19年11月に近隣府県の知事と連名で国に対して提言を行った。2 介護保険事業所管理者研修の実施

介護人材の確保・育成を支援するため、平成20年度に管理者を対象に労働環境の改善等についての研修を行うこととした。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	(7)障害者の就労支援ネットワークについて 障害者の自立を支援していくためには、各地域で生活面と就労面を切れ目なく支える仕組みを構築するとともに、雇用と福祉の連携による多様な雇用・就労機会の確保を図っていくことが必要であり、本県では福祉・労働が協力して「働き・暮らし応援センター」を設置するなどの各種施策に取り組んでいるところである。 障害者の雇用・就労を一層促進するには、企業および働く障害者を総合的にバックアップする体制を整備する必要があるため、企業、福祉関係者、教育関係者および行政による障害者の就労支援ネットワークの組織化に向けて一層努力されたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	(健康福祉部障害者自立支援課・商工観光労働部労政能力開発課) 障害者の就労支援ネットワークについては、「滋賀県雇用推進プラン」(平成18年2月雇用推進行労使会議チャレンジしが策定)や「障害者福祉しがプラン」(平成19年3月策定)において、積極的にこの構築に向けて取り組むこととしている。 このため、障害者働き・暮らし応援センター等による各福祉圏域における障害者就労支援ネットワークづくりの取り組みを支援し、また、企業、労働福祉、教育、医療等の関係者が連携して、障害者の雇用・就労を支援するネットワークの構築に向けて、そのあり方など関係団体等とともに検討・協議を進めており、早期に企業や福祉関係者と行政等の障害者雇用にかかる関係者が一体となって、障害者の就労支援ネットワークの組織化を図りたい。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	(8)商工会議所・商工会に対する補助金について 商工業の総合的な改善発展を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的に商工会議所および商工会が設置され、各種事業が実施されている。 商工会が行う地域振興への取組を支援するため、各種イベント事業への補助金が支出されているが、当該補助事業について補助事業実績報告額に精算過大な事例があったことから、今後は、各種補助事業の事業費および成果等の実績確認について、十分精査するなど、補助金交付事務の一層厳格な執行を期されたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	(商工観光労働部商業観光振興課) 今回の精算過大事案を受けて、補助事業の進捗状況や証憑確認の徹底、商工会連合会による商工会指導の抜本的な改善、補助金研修等による商工会指導を徹底することとし、補助事業者である商工会連合会に対して業務改善計画書の提出を求め、これに沿って指導を強化した。 なお、当該補助金については、過去5年間分の返還命令と平成18年度分の自主返還に加えて、平成19年度分は当該団体分を不執行とした。 補助金交付事務については、従来より事業実績や証拠書類の確認を徹底しているほか、補助事業者等に対しても再三研修を実施して意識改革を図っており、不適正事案の再発防止に努めている。今後とも、各種補助事業の事業費および成果等の実績確認の徹底等を図り、適正な執行に努める。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	<p>(9)担い手の確保・育成について</p> <p>農業従事者の高齢化などで、地域農業の継続や耕作放棄地の増加が懸念される中で、品目横断的経営安定対策の対象となる認定農業者や特定農業団体等の担い手の確保、担い手の経営基盤の充実強化が喫緊の課題である。</p> <p>そのため、種々の取り組みをしているが、担い手への農地集積による効率的・安定的な経営の実現のため、農業協同組合等が担い手へ農地集積を進められるよう、なお一層働きかけを強められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(農政水産部農政課)</p> <p>担い手への農地集積のため農業協同組合等が取り組みを進めるには、農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人の資格を取得し、農地保有合理化事業を実施することが主要な方法となる。この事業を実施することにより、離農や規模縮小を希望する農家から、農地保有合理化法人が、農地を買入れまたは借入れて一時保有した後、担い手等へ売渡しまたは貸付けることで、担い手への農地の集積を図ることになる。</p> <p>現在、県内農業協同組合においては、全16法人中15法人が農地保有合理化事業を実施している。近畿府県内において、農業協同組合による農地保有合理化法人は23法人で、継続貸付面積が2,545haだが、うち県内の農業協同組合は15法人で、同面積1,806haを占めており、高い事業実績をあげている。</p> <p>一方、滋賀県では、「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」において、担い手へ農地を集積する割合を、全農用地のうち7割とする目標を掲げているが、現在、約4割の集積という状況であり、一層の推進を必要としている。</p> <p>農業協同組合を含めた農地保有合理化法人による事業推進を図るため、現在、県としては以下の取り組みを進めている。今後も指導・援助に努め、担い手への農地集積の取り組みを一層推進していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県段階の農地保有合理化法人である(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金を通して、各市町の農地保有合理化法人への連携・指導の強化等を進めている。(補助事業・事業推進組織整備費等) 2 県においては、地域振興局や同基金とも連携して、各市町の農地保有合理化法人への訪問指導を実施している。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	<p>(10)琵琶湖環状線の利用促進について</p> <p>平成18年10月に琵琶湖環状線(北陸本線・湖西線直流化)の開業に伴い、新快速電車の延伸、ダイヤ本数の増便、近江塩津駅での乗換環状運行の実現などにより湖北地域・湖西地域における鉄道交通の利便性・快適性が向上した。</p> <p>本県においては、北陸本線等直流化工事促進事業負担金として平成15年度から平成18年度までの4年間にわたり約58億円という多額の県費を支出しているところであるので、当該事業の効果を最大限に発揮させるため、関係機関との連携を強化し、より集客力を高めるなどの利用促進策を実施するよう努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(土木交通部交通政策課)</p> <p>琵琶湖環状線の開業により、地域間交流の促進と県土の均衡ある発展の要となる基盤ができた。そこで、さらに魅力的で利便性が高いものとするために、平成19年度において、</p>

取組の拡充、推進体制の整備を行い、引き続き継続的・重層的な利用促進策の展開を図ることとした。

まず、取組の拡充については、利用客数の目標を設定して取り組む目標達成プログラムの対象駅を、これまでの「北陸本線坂田駅～湖西線近江中庄駅」から直流化関係市町の全駅に拡大し、地元駅の利用促進の展開を図ることとした他、全県的な琵琶湖環状線の利用促進策として、新たに鉄道を利用した琵琶湖一周などの小学生体験学習プログラムへの支援を行うとともに、京阪神向けに乗換環状ダイヤの利便性等のPRを行った。

なお、取組の成果については、乗車人員等の数量的なデータが揃った段階で評価・分析を行い、今後の取組内容に反映していく。

次に、推進体制の整備については、より地域に密着し、まちづくりと一体となった事業展開ができるよう、地元市町を主体とした組織を新たに設置し、駅と観光地を結ぶ巡回バスの運行をはじめ、地元駅利用促進キャンペーン、駅前街頭啓発などを実施した。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の意見	(11)学校給食を通じた食育の推進について 食育基本法に基づき「滋賀県食育推進計画」が平成19年6月に策定され、食育の推進のために家庭、学校、保育所、地域等が中心に様々な場面で関係者が連携し、取り組むことが求められているところである。 とりわけ、子どもの食生活をめぐる課題が大きく取り上げられている中、県教育委員会においては、管理栄養士・栄養教諭の配置や学校給食に地場産物を活用することを推進するなどの取り組みをされているが、学校給食は子どもに健全な食習慣を身につけさせるなど重要な役割を果たすことから、市町教育委員会と連携を図りながら、なお一層、学校給食を通じた食育の推進に努められたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	(教育委員会事務局スポーツ健康課) 県では食に関する指導の中核を担う栄養教諭の配置を計画的に進めるとともに、管理職や関係職員を幅広く対象とした研修会の開催や指導参考資料の作成など、学校給食に止まらない教育活動全体を通じた食育の推進を図っている。 また、小学校における月に1回の「食育の日」の設置の推進や優秀な取り組みを行った学校の表彰を通し、各学校独自の先進的な食育への取り組みを促している。 子どもたちが健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく上で食育は大変重要であることから、今後も市町教育委員会や関係機関との連携を密にし、学校における食育の取り組みの充実・強化を図る。

(注) 課名については、平成20年4月1日現在の課名を記載。